

公 示 送 達 に つ い て

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、所在が不明で送達不能につき、地方税法第20条の2の規定により、公示送達する。

送達すべき書類は、高槻市総務部資産税課に保管しており、送達を受けるべき者が判明すれば、いつでもただちに交付する。

令和8年6月18日

高槻市長 濱田 剛史

1 送達する書類

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 指定納期限

第1期分	令和8年7月31日
第2期分	令和8年7月31日
第3期分	令和8年9月30日
第4期分	令和8年12月25日

3 納税義務者氏名

松本 幸男
伊藤 徳三郎